

国指定屋我地鳥獸保護区
屋我地特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

平成 28 年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

屋我地特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原 719 番地の 1 東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部 950 番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道 110 号との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第 4 次レッドリストに記載されている 73 種を含む 64 科 185 種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、1,000 羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、

休息地及び採餌の場として利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（ 3 ）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（ 1 ）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は沖縄県の沖縄島、同島から北西に突き出した本部半島及び屋我地島に囲まれた、羽地内海に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は屋我地島により外海からほぼ隔てられた内海であり、沖縄本島側からは奈佐田川、羽地大川、真喜屋大川が流れ込んでおり、陸域を起源とする堆積物を多く含む砂礫に覆われた水深の浅い地形が広がり、一部では干潮時に干出する干潟が発達し、さらに泥質が多く含まれる地域も見られる。

ウ 植物相の概要

当該区域沿岸域の海岸泥湿地にはヒルギ群落が成立している。

海中では 33 種の海藻及び海草類が確認されており、環境省第 4 次レッドリストにおける絶滅危惧 類のホソエガサや、準絶滅危惧のウミヒルモ及びマツバウミジグサが確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、シギ・チドリ類、アジサシ類をはじめとし、国指定鳥獣保護区管理員による調査等により計 32 科 112 種の鳥類が確認されており、これら鳥類の多くが採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用している。

魚類は羽地内海に流入する河川での結果も含めると 59 科 151 種が確認されており、環境省第 4 次レッドリストにおける絶滅危惧 A 類のリユウキュウアユ(ただし、沖縄島の個体群は絶滅し、現在確認される個体は奄美大島から再導入したもの)、絶滅危惧 B 類のタメトモハゼ及びタナゴモドキが生息している。

底生生物では、貝類が 64 科 185 種、甲殻類が 22 科 59 種確認されており、貝類のうちシイノミミミガイなど 73 種が、甲殻類のうちオキナワヒライソガニが環境省第 4 次レッドリストに記載されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

特になし。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

特になし。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 11 本

7 参考事項

(1) 当初指定

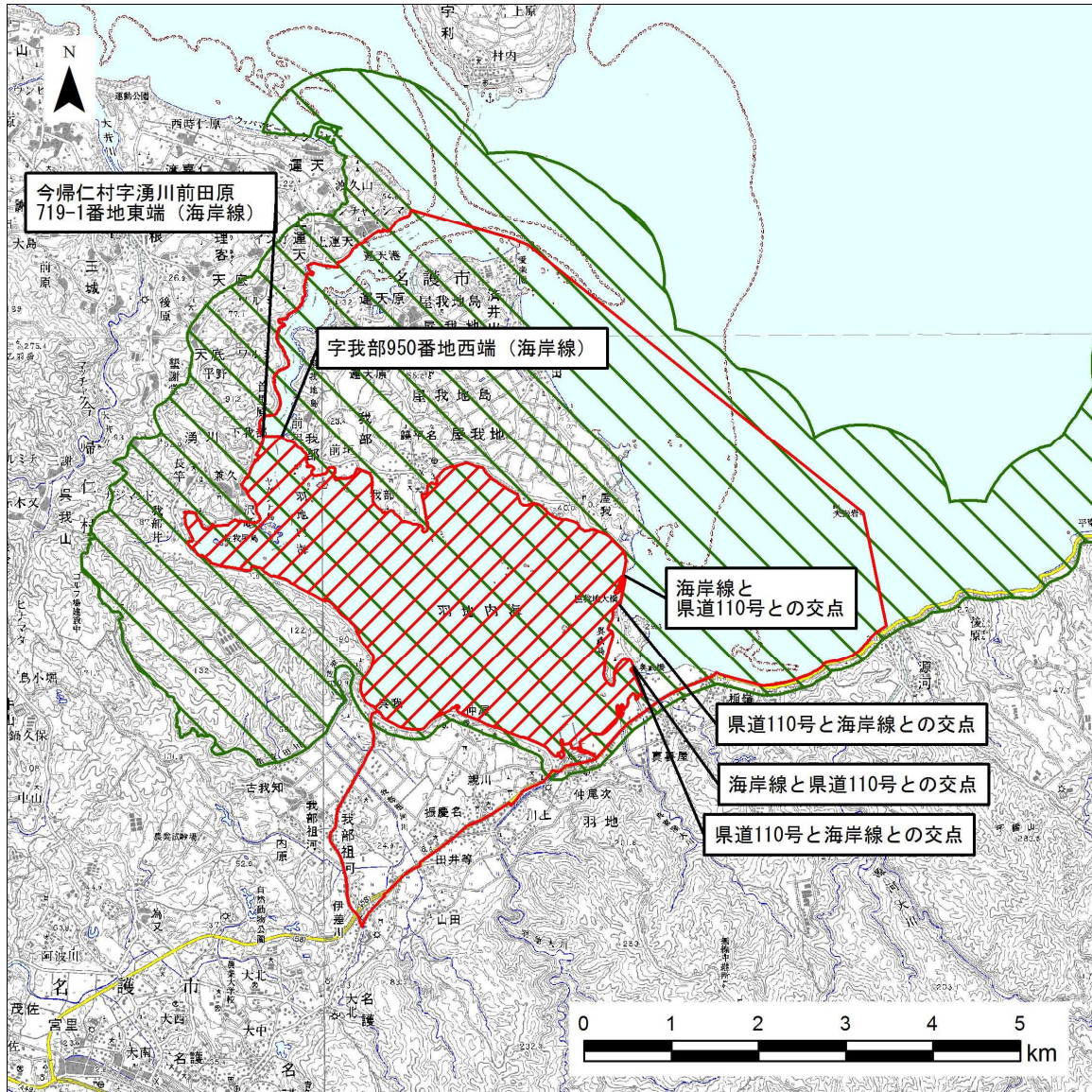
昭和 51 年 11 月 1 日 (昭和 51 年 10 月 23 日環境庁告示第 68 号)

(2) 経緯

平成 8 年 10 月 23 日環境庁告示第 72 号 再指定 (平成 8 年 11 月 1 日から 10 年)

平成 18 年 10 月 27 日環境省告示第 139 号 再指定 (平成 18 年 11 月 1 日から 10 年)

国指定屋我地鳥獣保護区特別保護地区区域説明図（案）



凡例

- 特別保護地区
- 鳥獣保護区
- 沖縄海岸国定公園

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原 719 番地の 1 東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部 950 番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道 110 号との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域

別表1 屋我地特別保護地区の面積内訳

形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	3,217 ha	ha	3,217 ha	1,001 ha	ha	1,001 ha	ha	ha	ha
林野	204 ha	ha	204 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
農耕地	600 ha	ha	600 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
水面	2,128 ha	ha	2,128 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
その他	285 ha	ha	285 ha	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha

所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	63 ha	ha	63 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
国有林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
普通林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	63 ha	ha	63 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
環境省所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	149 ha	ha	149 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	23 ha	ha	23 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	23 ha	ha	23 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	126 ha	ha	126 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	4 ha	ha	4 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	4 ha	ha	4 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
普通林地	25 ha	ha	25 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	97 ha	ha	97 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
私有地等	877 ha	ha	877 ha	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha
制限林地	77 ha	ha	77 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	18 ha	ha	18 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	59 ha	ha	59 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
普通林地	39 ha	ha	39 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	761 ha	ha	761 ha	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha
公有水面	2,128 ha	ha	2,128 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
計	3,217 ha	ha	3,217 ha	1,001 ha	ha	1,001 ha	ha	ha	ha

他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	3,009 ha	ha	3,009 ha	1,001 ha	ha	1,001 ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域	204 ha		204 ha						
普通地域	2,805 ha		2,805 ha	1,001 ha		1,001 ha			
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 屋我地鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
カモ	カモ	ヒシクイ	V U、天然記念物	旅鳥	
		ハイイロガン		迷鳥	
		マガン	N T、天然記念物	冬鳥	
		ヒドリガモ		冬鳥	
		カルガモ		留鳥	
		ハシビロガモ		冬鳥	
		オナガガモ		冬鳥	
		コガモ		冬鳥	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥	
		カンムリカイツブリ		冬鳥	
		ハジロカイツブリ		冬鳥	
ハト	ハト	キジバト		留鳥	
		アオバト		迷鳥	
		ズアカアオバト		留鳥	
カツオドリ	ゲンカンドリ	コゲンカンドリ		迷鳥	
ペリカン	サギ	カワウ		冬鳥	
		ゴイサギ		冬鳥	
		アマサギ		旅鳥(冬鳥)	
		アオサギ		冬鳥	
		ダイサギ		冬鳥	
		チュウサギ	N T	冬鳥	
		コサギ		冬鳥	
		クロサギ		留鳥	
		カラシラサギ	N T	迷鳥	
		トキ	クロツラヘラサギ	E N	冬鳥
		ツル	クイナ	シロハラクイナ	
ヒクイナ	N T			留鳥	
バン				留鳥	
オオバン				冬鳥	
チドリ	チドリ	ムナグロ		冬鳥	
		ダイゼン		冬鳥	
		コチドリ		冬鳥	
		シロチドリ	V U	留鳥	
		メダイチドリ		旅鳥(冬鳥)	
		オオメダイチドリ		旅鳥(冬鳥)	
		セイタカシギ	セイタカシギ	V U	冬鳥
		シギ	ヤマシギ		冬鳥
			オオジシギ	N T	旅鳥(冬鳥)
			タシギ		冬鳥
			オグロシギ		旅鳥(冬鳥)
			オオソリハシシギ	V U	旅鳥(冬鳥)
			チュウシャクシギ		旅鳥
			ダイシャクシギ		冬鳥
			ハウロクシギ	V U	旅鳥
			アカアシシギ	V U	旅鳥(冬鳥)
			コアオアシシギ		旅鳥(冬鳥)
			アオアシシギ		旅鳥(冬鳥)
			タカブシギ	V U	冬鳥
			キアシシギ		旅鳥
			ソリハシシギ		旅鳥
			イソシギ		冬鳥
			キョウジョシギ		旅鳥(冬鳥)
	オバシギ		旅鳥		
	コオバシギ		旅鳥		
	ミユビシギ		旅鳥(冬鳥)		
	トウネン		旅鳥(冬鳥)		
	ウズラシギ		旅鳥		
	サルハマシギ		旅鳥		
	ハマシギ	N T	冬鳥		
	ミフウズラ		留鳥		

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU	旅鳥(夏鳥)
	カモメ	ズクロカモメ	VU	冬鳥
		ウミネコ		冬鳥
		カモメ		迷鳥
		セグロカモメ		冬鳥
		ハシプトアジサシ		迷鳥
		オニアジサシ		迷鳥
		コアジサシ	VU・国際希少	夏鳥
		ベニアジサシ	VU	夏鳥
		エリグロアジサシ	VU	夏鳥
		アジサシ		旅鳥
		クロハラアジサシ		旅鳥(冬鳥)
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	冬鳥
	タカ	ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	冬鳥
		サシバ	VU	旅鳥(冬鳥)
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
		リュウキュウコノハズク		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	コゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥
		ハヤブサ	VU・国内希少	冬鳥
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	VU	留鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	シマアカモズ		冬鳥
	カラス	ミヤマガラス		冬鳥
		ハシプトガラス		留鳥
	シジュウカラ	シジュウカラ		留鳥
	ツバメ	ツバメ		旅鳥
		リュウキュウツバメ		留鳥
	ヒヨドリ	シロガシラ		留鳥
		ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	ウグイス		留鳥
		ムジセッカ		旅鳥(冬鳥)
		カラフトムジセッカ		迷鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	セッカ	セッカ		留鳥
	ヒタキ	シロハラ		冬鳥
		アカハラ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		エゾビタキ		旅鳥(冬鳥)
	スズメ	スズメ		留鳥
	セキレイ	ツメナガセキレイ		旅鳥(冬鳥)
		キセキレイ		冬鳥
		ハクセキレイ		冬鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		マヒワ		冬鳥
	ホオジロ	カシラダカ		旅鳥(冬鳥)
		アオジ		冬鳥
合計	13目	32科	112種	

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
---	---	--------	-------	----

(注)

1. データは鳥獣保護区管理員報告書に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
 - 環境省レッドリスト(平成24年改訂)
 - CR：絶滅危惧 A類、 EN：絶滅危惧 B類、 VU：絶滅危惧 類、
 - NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。